

平成 25 年 1 月 17 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 24 年(ハ)第 651 号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成 24 年 12 月 6 日

判

決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
主 文

- 1 参加人の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

被告は、参加人に対し、193万3939円及び内金93万5027円に対する平成23年9月1日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 請求原因の要旨

T F K 株式会社（旧商号「株式会社武富士」，以下「武富士」という。）が、平成14年2月26日及び平成18年1月25日に被告との間で締結した各基本契約に基づいて、同日から平成18年1月25日までの間に貸し付けた合計152万8000円の残元金93万5027円と平成23年8月31日までの利息制限法の制限内の未払利息11万1387円、遅延損害金8万7525円（以下、上記基本契約に基づく取引を「本件取引」といい、上記残元利金を「本件貸金債権」という。）につき、武富士が、東京地方裁判所平成22年(ミ)第12号会社更生事件において認可決定を受けた更正計画に基づく会社分割により、参加人が株式会社武富士の被告に対する本件貸金債権に係る貸主の地位を承継したことによる同額の支払請求（更生会社株式会社武富士管財人小畠英一を原告とし、被告を本件被告とする本訴請求に係

る東京簡易裁判所平成23年(少)第336103号事件は、平成24年5月3日に訴えが取り下げられた。)

2 争点

- (1) 平成19年4月10日の5万円の弁済による消滅時効の中斷の有無
- (2) 消滅時効の援用の主張は信義則違反か

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

被告は、武富士に対し、本件貸金債権の弁済として、平成18年3月7日に3万5000円を支払ったが、その後、平成23年3月7日が経過したとして、平成23年11月4日の本件口頭弁論期日において、上記時効を援用するとの意思表示をしたところ、原告及び参加人は、被告が、武富士に対し、平成19年4月10日に、本件貸金債権の弁済として5万円を支払った旨主張する。

これに対し、原告及び参加人は、本件取引の履歴がコンピュータ上正確に記載されたものとして取引履歴対照表（甲3、以下「本件取引履歴対照表」という。）及び「被告は、平成19年4月10日に、武富士浜松支店に来店して、身分証明書として運転免許証を見せて被告本人であることを示した上で、本件貸金債権の返済についての相談をし、その際、今後毎月15日までに10万円ずつ弁済することとし、本日は5万円を入金した」旨が記載された、当時武富士勤務の吉岡貴也他作成の管理カード（丙2、以下「本件管理カード」という。）と同人作成の陳述書（丙1、以下「吉岡陳述書」という。）を証拠として提出する。

そこで検討すると、本件取引履歴対照表の平成19年4月10日の入金情報によれば、被告が同日武富士浜松支店に持参して入金したことがコンピュータ上入力処理されていることが推認できるところ、被告の父[REDACTED]に対する証人尋問の結果及び被告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、被

告は、平成19年4月10日当時、武富士を含め5社の貸金業者からの200万円余りの債務を負っており、[REDACTED]市内の[REDACTED]運送に運転手として勤務して、同市内の寮に居住し、月11万円程度の収入を得ていたものの、武富士からの支払請求などはなく、その収入で、他の貸金業者をさしあいても武富士に対しても、毎月10万円の弁済をしようとする動機はなかったことが推認でき、さらに、同日、被告が武富士浜松支店に赴いたこともうかがわれない。一方、本件管理カード及び吉岡陳述書によつても、同日、武富士浜松支店において、被告と応対した人物が不明であり、その際の領収書等の控えも提出されていないことからしても、被告が、平成19年4月10日に、本件貸金債権の弁済として、5万円を支払つたことを認めるることはできず、その他、同事實を認めるに足りる証拠はない。

2 爭点(2)について

参加人は、被告が、平成18年5月18日ごろ、被告の債務整理を依頼していた[REDACTED]司法書士が、武富士に対し、債務整理開始の通知をした後、同年10月31日付けで、同司法書士から辞任通知を受けて以降、本件貸金債務につき、何らの解決に向けた努力もせずに、本件訴訟において消滅時効を主張することは、そもそも被告には解決の意思がなかつたとしか考えられず、同主張は信義則に反する旨主張するので検討する。

平成19年5月23日付けの静岡県[REDACTED]市長証明に係る住民票写し(丙4)によれば、被告が、静岡県[REDACTED]市から静岡市[REDACTED]に同年4月11日に転出した旨の届出がなされており、同住所は本件管理カードに記載されている被告の住所と符合するが、被告は本人尋問において、同住所は、平成19年4月10日当時交際していた女性の姉の夫の住所であつて、同所に居住したことなく、同住所を武富士に話した覚えもなく、さらに、同住所に転出届を出したこともない、同日当時勤務していた[REDACTED]運送は、半年間ほど勤務しただけである旨供述するなど、参加人の主張する、平成19年4月10日に被告

が5万円を弁済した当時の被告の住居については、不明な点が存在すること、
一件記録中の被告の被告訴訟代理人に対する訴訟委任状の作成日は平成23
年10月11日であって、被告主張事実によれば、平成18年3月7日の弁
済以降5年の経過によって、被告が被告訴訟代理人に訴訟委任をした時点で
既に本件貸金債務は時効消滅しているところ、被告は、本人尋問において、
3年ほど前に被告代理人に相談をしたところ、もう少し待てば消滅時効が完
成するから、その間は、武富士に対して住所を明らかにしない方がよい旨の
助言を受けたとして、本件貸金債務は時効が完成しているので払うつもりは
ない旨述べるなど、被告には、少なくとも被告訴訟代理人から時効制度の説
明を聞いた以降は、時効完成を目論んで、債権者である武富士に自分の住所
を隠し続けていたことがうかがえる。しかし、被告が時効制度のことを知つ
たのは、被告訴訟代理人からの説明が最初であったか否かは不明であり、■
■司法書士が被告の債務整理の代理人について辞任した以降の、被告の
本件貸金債務の精算に向けた意思や行動の具体的な事実は、本件訴訟において
明らかではなく、上記認定事実をもって、直ちに、被告の消滅時効の援用が
信義則に反するとまでは認定できない。
以上によれば、参加人の請求は理由がない。

浜松簡易裁判所

裁判官 遠谷 稔人

当事者目録

大阪市中央区北浜4丁目4番12号

参 加 人 株式会社日本保証

同代表者代表取締役 藤原治

同代理人支配人 大石武和

浜松市

被 告

様 楊葉 隆雄

同訴訟代理人司法書士

これは正本である。

平成25年1月17日

浜松簡易裁判所

裁判所書記官

野崎

茂

